

京都市避難勧告等判断・伝達マニュアル (骨子案)



平成 27 年 10 月
京 都 市



はじめに

平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等，近年，台風や集中豪雨等による大規模な水害や土砂災害が全国各地で発生し，多くの尊い命が失われています。京都市域においても，平成 25 年台風第 18 号や平成 26 年 8 月豪雨により大きな被害が発生し，多数の市民に対して避難勧告等を発令する事態となりました。

そのような状況の中，国により各市町村が避難勧告等の発令に必要な基準や伝達方法の基本的事項を示した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年策定）の全面的な見直しが行われ，平成 26 年 9 月に公開されました（平成 27 年 8 月一部改正）。

本市においては，避難勧告等を適切に発令するため，国ガイドラインの見直し内容等を踏まえて，「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を新たに作成しました。

本マニュアルにおける基本姿勢

●基本姿勢：市の責務

- ☑ 住民の生命、身体を保護するために、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。
- ☑ 発令する避難勧告等がどのような考え方に基いているかについて、住民に周知し、情報共有を図る。
- ☑ 災害が発生するおそれがある場合等に市民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等に応じた災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行う。
- ☑ 避難勧告等は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであり、市民一人ひとりに対して個別に発令するものではない。

●基本姿勢：各人の避難行動の原則

- ☑ 自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則であり、本市からの避難勧告等の発令により、各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。
- ☑ 各人は、気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要がある。
気象庁から各種警報や本市からの避難準備情報が発令された段階で、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要がある。
- ☑ 特に要配慮者及びその支援に当たる方々は、早めの避難行動の開始が重要である。なお、台風の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。
- ☑ 本市から避難勧告が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。
- ☑ 市民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難勧告等を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が高いが、避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。

* 各人の避難行動に関する基本的な対応等は、資料編に記載予定

本マニュアルは、水害と土砂災害の発生のおそれがあるとき、本市の避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準を定め、適切なタイミングによる発令及び情報伝達方法を定めるものである。但し、水害や土砂災害から市民等の生命を守るためには、本市が行う避難勧告等の基準等の策定、判断、伝達に加え、市民一人ひとりが、自分の住む地域の災害リスク、市から提供される情報を正しく理解し、自らの判断で避難することが重要である。そのため、本マニュアル策定以降においても、継続してこれらの理解が促進されるよう周知を行うことが必要である。

平成 28 年 3 月 京都市

京都市 避難勧告等判断・伝達マニュアル(骨子案)

(目次)

1. マニュアルの概要	1-1
1.1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの目的	1-1
1.2 対象とする自然災害	1-1
1.3 避難勧告等の種類	1-2
1.4 避難勧告等発令時における避難行動	1-3
2. 避難勧告等の発令対象区域	2-1
2.1 避難勧告等の発令対象区域の考え方	2-1
2.2 避難勧告等発令対象区域の設定	2-1
3. 避難勧告等の判断基準	3-1
3.1 水害	3-1
3.1.1 水害(河川はん濫)の避難勧告等の判断基準	3-1
3.1.2 水害(河川はん濫)の避難勧告等の発令対象学区等	3-4
3.2 土砂災害	3-5
3.2.1 土砂災害の避難勧告等の判断基準	3-7
3.2.2 土砂災害の避難勧告等の発令対象学区等	3-8
4. 避難勧告等の伝達方法	4-1
現在, 検討中	
巻末資料	巻末資料-1
巻末資料 1 用語集	巻末資料-1
巻末資料 2 避難勧告伝達文雛形(FAX 等)	巻末資料-9
巻末資料 2.1 河川等のはん濫災害の場合	巻末資料-9
巻末資料 2.2 土砂災害の場合	巻末資料-12
巻末資料 3 避難勧告伝達文雛形(エリアメール)	巻末資料-15
巻末資料 3.1 河川等のはん濫災害の場合	巻末資料-15
巻末資料 3.2 土砂災害の場合	巻末資料-16

1. マニュアルの概要

1.1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの目的

避難勧告等の判断・伝達マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、水害と土砂災害の発生のおそれがあるとき、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準に基づく適切なタイミングでの避難情報の発令と迅速かつ的確な情報伝達によって、市民等の「生命」を守ることを目的とする。

1.2 対象とする自然災害

本マニュアルで、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令の対象とする自然災害は下表に示す災害とする。

<発令の対象とする自然災害>

災害種別	主に想定する誘因	災害形態
水害	台風や前線による大雨	堤防からの越水や決壊等による 洪水予報河川及び水位周知河川のはん濫
土砂災害	短時間豪雨 台風や前線による大雨	がけ崩れ(急傾斜地の崩壊), 地すべり及び土石流

<対象河川>

洪水予報河川	河川管理者
淀川水系淀川・宇治川・木津川・桂川	淀川河川事務所
淀川水系鴨川（鴨川・高野川）	京都府

水位周知河川	河川管理者
山科川（山科川、合場川、旧安祥寺川、四宮川、西野山川、西野山川支川、藤尾川）	京都府
小畑川・善峰川	
古川・井川・名木川	
桂川（周山）・弓削川	
天神川・御室川・宇多川	
岩倉川・長代川	
堂ノ川 ※河川は宇治市域	
弥陀次郎川 ※河川は宇治市域	

※洪水予報河川：河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っている河川

※水位周知河川：洪水予報を行わない河川で、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「はん濫危険水位（特別警戒水位）」に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならないと指定した河川

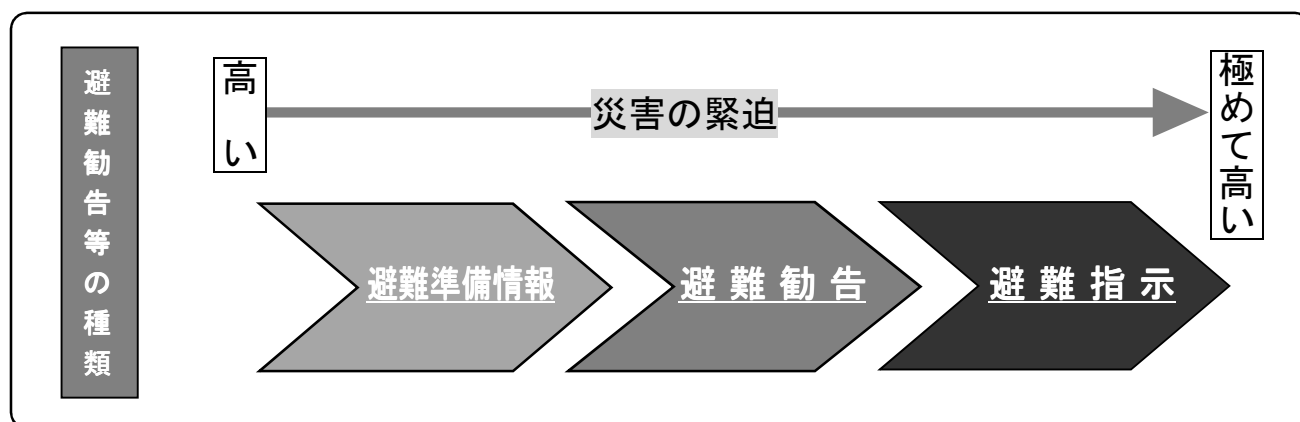
1.3 避難勧告等の種類

京都市が市民に何らかの避難行動を求める避難勧告等は以下の3種類があり、災害の危険度に応じて発令する。災害の緊迫度は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の順に高くなる。

<避難勧告等の種類>

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況、また、(災害時)要配慮者が避難行動を開始する必要がある状況	●速やかな避難に向けた準備 (家族との連絡、非常時持出品の用意等) ●(災害時)要配慮者は、避難行動を開始
避難勧告	災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況	●立ち退き避難 (指定緊急避難場所への移動、近隣の高い建物等への移動) ●屋内安全確保 (建物内の安全な場所での待避)
避難指示	災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立ち退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況	●立ち退き避難をしそびれた者の立ち退き避難 (指定緊急避難場所等への移動) ●立ち退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

※ 「避難勧告」および「避難指示」は、災害対策基本法第60条による



<災害の緊迫度と避難勧告等の種類の対応イメージ>

1.4 避難勧告等発令時における避難行動

避難勧告等による避難行動は、小・中学校の体育館等の指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な建物等への移動や屋内の安全な場所での待避など多様であり、市民は、浸水の深さなど居住地の状況等を踏まえて、あらかじめ自らが取べき避難行動を検討しておくことが望ましい。

なお、夜間の大雨時などは立ち退き避難に危険が伴うことも考慮することが必要である。

1.4.1 避難行動の定義

本マニュアルにおいて、京都市が市民に求める避難行動は、以下のとおり定義する。

<市民に求める避難行動>

避難行動	定義	行動内容
立ち退き避難	災害から身を守るため、現在地とは別の安全が確保された建物等に移動すること	●指定緊急避難場所への移動 ●近隣の安全な建物への移動 (緊急的な退避)
屋内安全確保	屋内において、現在地とは別のより安全な場所に移動すること	●自宅2階への避難 ●山と反対側の居室への避難

1.4.2 避難行動の選択例

避難勧告等の発令時における避難行動は、自らの居住地等の状況や気象情報等を踏まえ、原則、住民が選択する。

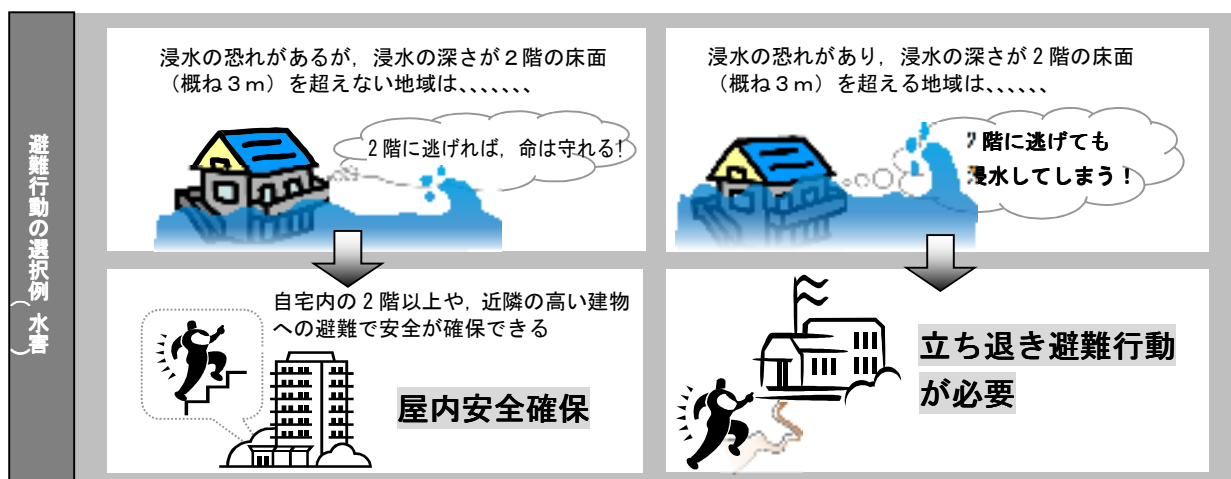
以下に、災害種別毎に、避難行動の選択例を示す。

①水害において、立ち退き避難を選択するケース

- ・堤防決壊や洪水による川岸侵食等により、家屋が流出するおそれがある
- ・浸水の深さが床上の高さ（概ね0.5 m）を上回る可能性がある（平屋建て）
- ・浸水の深さが、2階の床面の高さ（概ね3 m）を上回る可能性がある（2階建て以上）
- ・地下・半地下に滞在している
- ・浸水が長時間継続するおそれがある

②水害において、屋内安全確保避難を選択するケース

- ・短時間の局地的な大雨の場合
- ・内水はん濫や中小河川のはん濫で浸水深が浅い地域（概ね0.5 m未満）



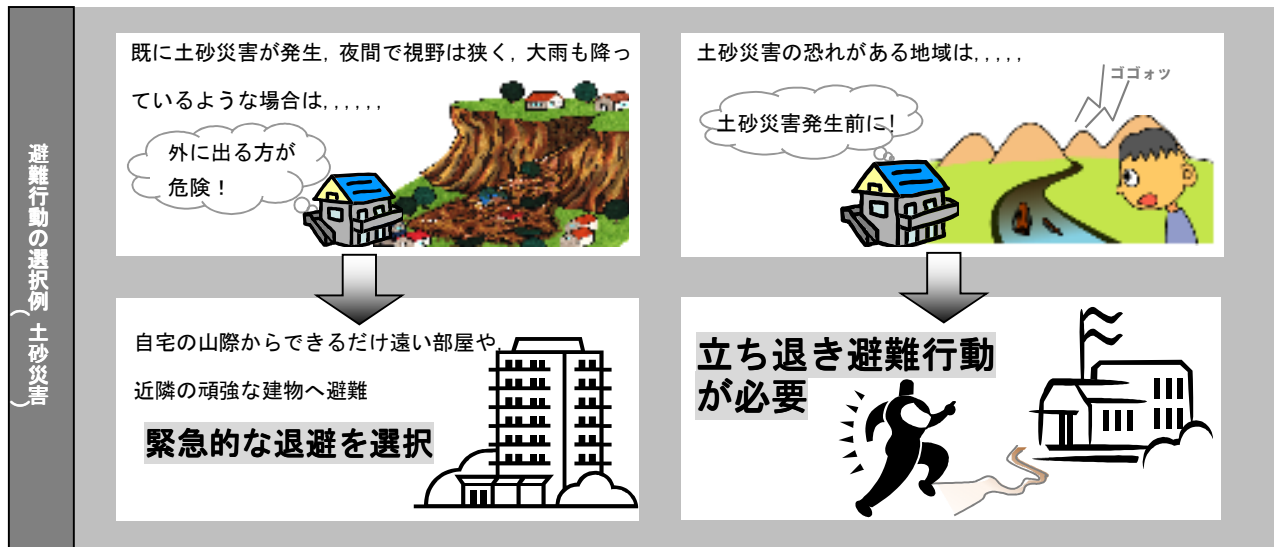
<水害の場合における避難行動選択イメージ>

③土砂災害において、立ち退き避難を選択するケース

- ・土砂災害特別警戒区域内に住居があり，がけ崩れ等により家屋倒壊のおそれがある
- ・土砂災害警戒区域内に住居があり，家屋倒壊のおそれまではないものの，大量の土砂により救出困難となるおそれがある

④土砂災害において，屋内安全確保を選択するケース

- ・建物構造が堅牢で倒壊のおそれがなく，土砂流入時にも救助のための開口部が確保できる



＜土砂災害の場合における避難行動選択イメージ＞

2. 避難勧告等の発令対象区域

避難勧告等の円滑な発令を実現するため、事前に京都市における災害のおそれのある範囲を整理し、発令する対象区域を設定する。

2.1 避難勧告等の発令対象区域の考え方

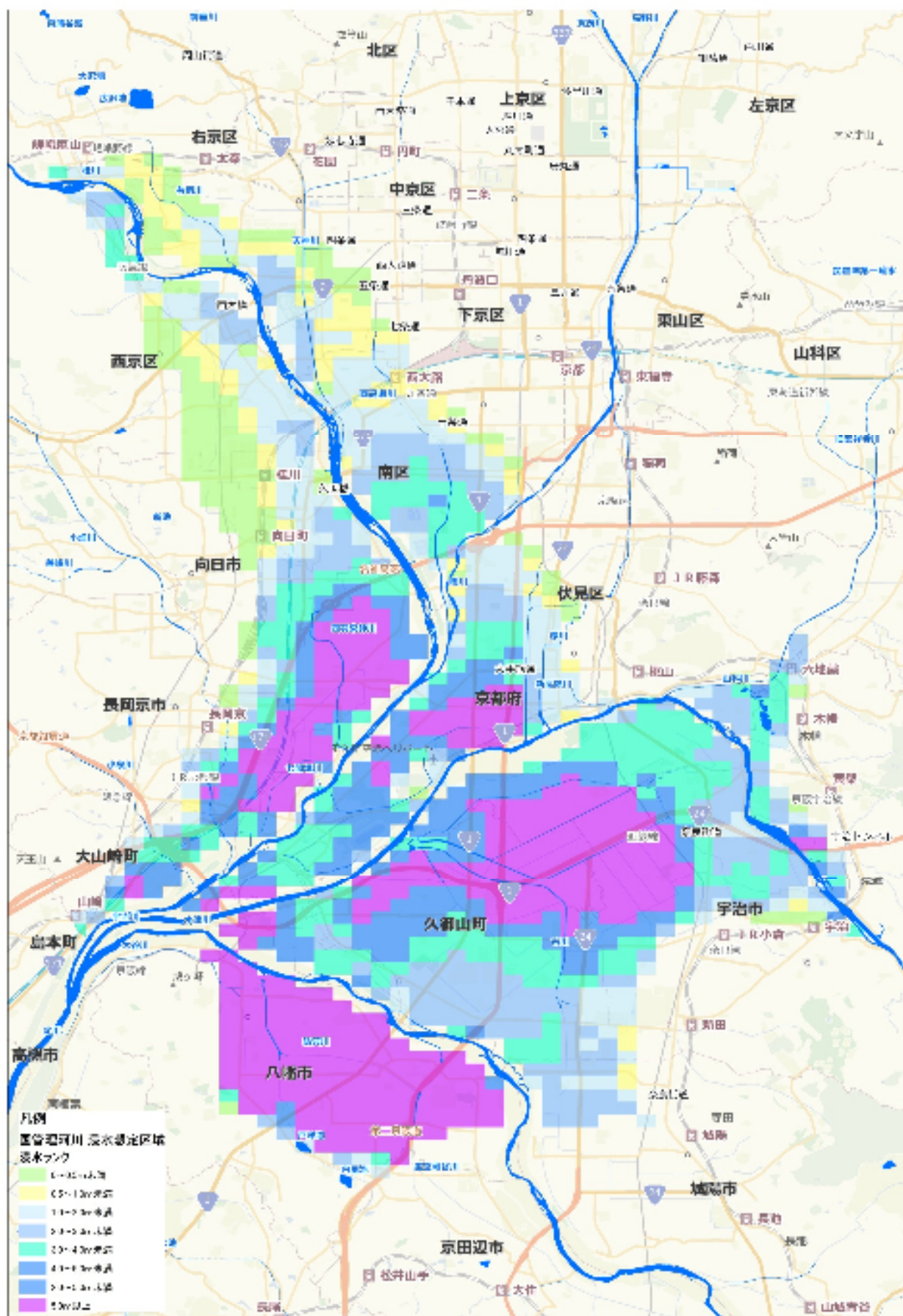
避難勧告等の発令対象区域は、災害によって人命に直結する被害の発生が予想されるため、災害発生前の避難行動が必要である区域を設定する。このような区域には、空振りを恐れず避難勧告等を発令することとする。

2.2 避難勧告等発令対象区域の設定

水害、土砂災害による避難勧告等は、以下のとおり学区を単位として発令することを原則とする。

<京都市における災害種別毎の避難勧告等の発令対象区域>

災害種別	避難勧告等の発令対象区域
水害	洪水予報河川及び水位周知河川のはん濫により、浸水が想定される学区
土砂災害	土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域が所在する学区 (未指定の「土砂災害危険箇所」を含む)



＜京都市域の洪水予報河川（国が公表する）浸水想定区域＞



＜京都市域の水位周知及び府が公表する河川浸水想定区域＞

3. 避難勧告等の判断基準

3.1 水害

3.1.1 水害（河川はん濫）の避難勧告等の判断基準

洪水予報河川や水位周知河川の基準水位観測所の水位等を基に避難勧告等の発令を判断することを原則とする。ただし、地域からの通報等により、基準に満たない場合でも避難勧告等を発令する場合がある。

【重要水防区域に着目した避難勧告等発令対象区域の分割】

洪水により早期に浸水が想定される区域を重要水防区域として定め、当該区域に所在する学区に対してより早めに避難勧告等を発令するため、避難勧告等の基準は、重要水防区域とその他の区域とに区別して設定する。

① 洪水予報河川における避難勧告等の判断基準

適用河川）桂川下流、宇治川、木津川、鴨川・高野川

＜洪水予報河川における避難勧告等の判断基準＞

区 分	基 準	
	大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表され、以下の <u>いずれかの条件</u> を満たしたときに発令する	
	重要水防区域	その他の区域
避難準備 情報	①標準水位観測所（仮称）※の水位が避難判断水位に達した場合 ②はん濫警戒情報が発表された場合	①標準水位観測所（仮称）の水位が避難判断水位に達し、さらに上流の水位観測所の水位が〇〇分間、継続して上昇した場合 ②はん濫警戒情報が発表された場合
避難勧告	①標準水位観測所（仮称）の水位がはん濫危険水位に達した場合 ②はん濫危険情報が発表された場合	①標準水位観測所（仮称）の水位がはん濫危険水位に達し、さらに上流の水位観測所の水位が〇〇分間、継続して上昇した場合 ②はん濫危険情報が発表された場合
避難指示	①標準水位観測所（仮称）の水位が計画高水位（H.W.L）に達した場合 ②はん濫発生情報が発表された場合 ③破堤につながる大量の漏水、越水、亀裂、侵食、洗掘が発見された場合	①標準水位観測所（仮称）の水位が計画高水位（H.W.L）に達し、さらに上流の水位観測所の水位が〇〇分間、継続して上昇した場合 ②はん濫発生情報が発表された場合 ③破堤につながる大量の漏水や越水、亀裂、侵食、洗掘が発見された場合

※標準水位観測所（仮称）

… 避難勧告等の発令判断の際に、基準とする水位観測所（河川管理者により設置された基準水位観測所、補助水位観測所の中から、区域ごとに選定）

② 水位周知河川における避難勧告等の判断基準

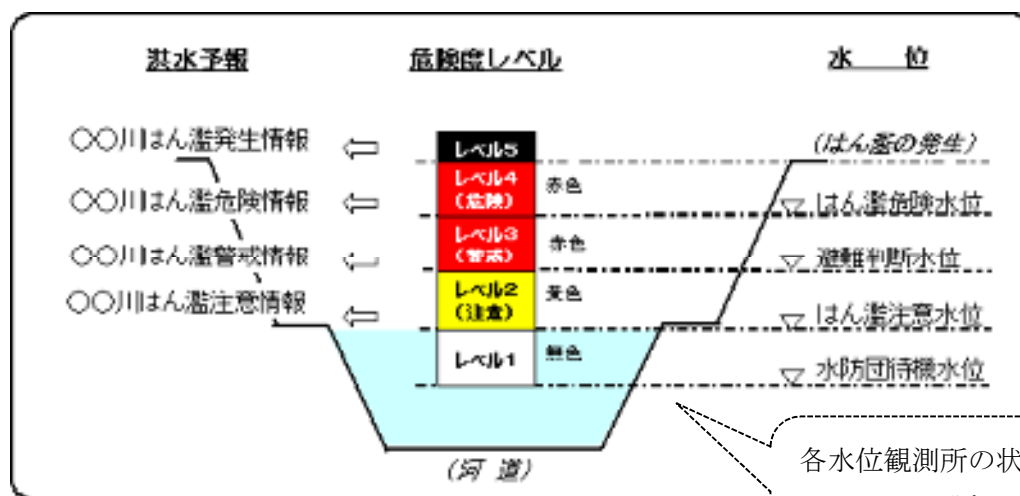
適用河川) 山科川, 天神川, 桂川 (京北), 弓削川, 西高瀬川, 小畑川

＜水位周知河川における避難勧告等の判断基準＞

区 分	基 準	
	大雨警報(浸水害)及び洪水警報が発表され、以下の <u>いずれかの</u> 条件を満たしたときに発令する	
	重要水防区域	その他の区域
避難準備 情報	①標準水位観測所（仮称）※の水位が避難判断水位に達した場合 ②避難判断水位到達情報が発表された場合	①標準水位観測所（仮称）の水位が避難判断水位に達し、さらに上流の水位観測所の水位が〇〇分間, 継続して上昇した場合 ②避難判断水位到達情報が発表された場合
避難勧告	①標準水位観測所（仮称）の水位がはん濫危険水位に達した場合	①標準水位観測所（仮称）の水位がはん濫危険水位に達し、さらに上流の水位観測所の水位が〇〇分間, 継続して上昇した場合
避難指示	①標準水位観測所（仮称）の水位が堤防高水位に達した場合 ②破堤につながる大量の漏水, 越水, 亀裂, 侵食, 洗掘が発見された場合	①標準水位観測所（仮称）の水位が堤防高水位に達し、さらに上流の水位観測所の水位が〇〇分間, 継続して上昇した場合 ② 破堤につながる大量の漏水や越水, 亀裂, 侵食, 洗掘が発見された場合

※標準水位観測所（仮称）

… 避難勧告等の発令判断の際に、基準とする水位観測所（河川管理者により設置された基準水位観測所、補助水位観測所の中から、区域ごとに選定）



各水位観測所の状況をリアルタイムで監視し、判断基準への到達を確認する

＜避難勧告等の発令を行う際の基準となる水位観測所とその水位情報＞

河川名	水位 観測所名	水防団 (消防団) 待機水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位	計画高水位 (H. W. L)
桂川	桂	2.80m	3.80 m	3.90 m	4.00 m	5.06 m
桂川	天竜寺	1.20 m	1.80 m	1.90 m	2.10 m	5.06 m
桂川	納所	2.00 m	3.50 m	3.60 m	3.70m	6.07 m
木津川	加茂	2.50 m	4.50 m	5.90 m	6.00 m	9.01 m
木津川	飯岡	2.00 m	3.50 m	4.40m	4.90m	6.71m
木津川	八幡	2.50 m	4.00 m	5.10m	5.60m	6.41m
宇治川	槇尾山	2.00 m	3.00 m	3.50 m	3.60 m	4.59m
宇治川	向島	1.30 m	2.00 m	2.60m	3.40m	4.11 m
宇治川	淀	2.50 m	3.50 m	4.5m	5.10m	5.60 m

3.1.2 水害（河川はん濫）の避難勧告等の発令対象学区等

洪水予報河川と水位周知河川のはん濫による避難勧告等の水位観測所ごとの発令対象学区及び指定緊急避難場所は以下のとおりである。

<洪水予報河川>

河川名	標準 水位観測所 (仮称)	上流の 水位観測所	重要水防区域	その他の区域
桂川	桂	天龍寺	〇〇学区（××小学校舎）	△△学区（××小学校舎）
桂川	納所	桂	□□学区（××小学校舎）	□□学区（××小学校舎）
〇〇川		重要水防区域とその他の区域の設定作業中		□□学区（××小学校舎）
〇〇川	× ×	△△	□□学区（××小学校舎）	□□学区（××小学校舎）
〇〇川	× ×	△△	□□学区（××小学校舎）	□□学区（××小学校舎）

※（ ）内は指定緊急避難場所を表す。

<発令の事例>

桂水位観測所{標準水位観測所（仮称）}の水位がはん濫危険水位（6.00 m）に達した場合

⇒〇〇学区（重要水防区域）に避難勧告を発令

その後、

⇒天龍寺水位観測所（上流の水位観測所）の水位が〇〇分間継続して上昇した場合

⇒△△学区（その他の区域）に避難勧告を発令

<水位周知河川>

河川名	標準 水位観測所 (仮称)	上流の 水位観測所	重要水防区域	その他の区域
〇〇川	× ×	△△	□□学区（××小学校舎）	□□学区（××小学校舎）
〇〇川	× ×	△△	□□学区（××小学校舎）	□□学区（××小学校舎）
〇〇川		重要水防区域とその他の区域の設定作業中		□□学区（××小学校舎）
〇〇川	× ×	△△	〇〇学区（××小学校舎）	〇〇学区（××小学校舎）
〇〇川	× ×	△△	□□学区（××小学校舎）	□□学区（××小学校舎）

※（ ）内は指定緊急避難場所を表す。

3.2 土砂災害

土砂災害については、京都府が、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域として、土砂災害のおそれのある箇所・範囲を明らかにしている。以下にその概要を示す。現在、土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、京都府が逐次指定を行っており、全箇所の指定が平成28年度中に完了する予定である。これを踏まえて、土砂災害警戒区域・特別警戒区域（及び土砂災害危険箇所）を「土砂災害」における災害のおそれのある範囲として設定する。

■土砂災害危険箇所

調査機関：京都府

調査年月日：平成12年～平成14年頃

「急傾斜地崩壊危険箇所調査」「土石流危険渓流調査」※1によって、急傾斜地、土石流及び地すべりの被害のおそれのある区域を明らかにしたもの

※1:急傾斜地崩壊危険箇所点検要領(平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課)

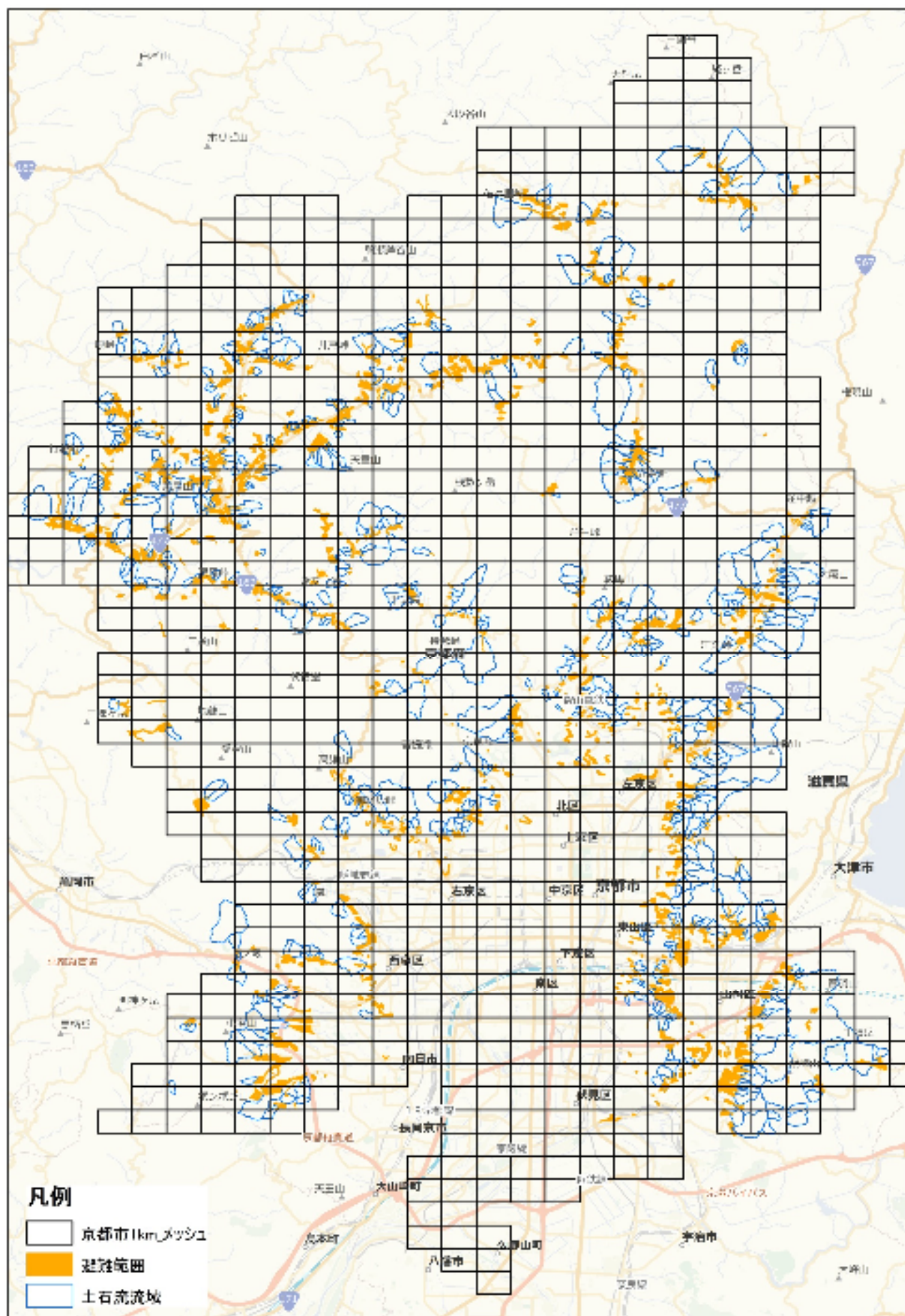
土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（平成11年4月、建設省河川局砂防部）

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

調査機関：京都府

指定年月日：京都市第一次指定平成20年3月25日～随時指定進行中

平成13年に制定された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」（土砂災害防止法）に基づき、京都府が急傾斜地、土石流の危害のおそれのある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定するもの。



＜土砂災害のおそれのある範囲図＞

3.2.1 土砂災害の避難勧告等の判断基準

京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報と京都府土砂災害警戒情報システムの危険度を基に避難勧告等の発令を判断することを原則とする。ただし、土砂災害発生の前兆現象（崖からの出水、地鳴りなど）や土砂災害発生の目撃情報の報告等により、基準に関わりなく避難勧告等を発令する場合がある。

＜土砂災害に関する避難勧告等基準＞

区 分	基 準
避難準備情報	土砂災害警戒情報が発表され、かつ京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度がレベル１となったとき
避難勧告	土砂災害警戒情報が発表され、かつ京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度がレベル２となったとき
避難指示	土砂災害警戒情報が発表され、かつ京都府土砂災害警戒情報システムの砂災害危険度がレベル３となったとき

3.2.2 土砂災害の避難勧告等の発令対象学区等

土砂災害の避難勧告等は、土砂災害警戒区域等が所在する学区等を単位として発令することを原則とする。発令対象学区と指定緊急避難場所及び発令判断基準である京都府土砂災害警戒情報システムの地域メッシュコードは以下のとおりである。

<避難勧告等の発令対象学区等>

学区等名	指定緊急避難場所	地域メッシュコード
〇〇学区	〇〇小学校舎	00000000
学区と地域メッシュコードの設定作業中		
〇〇学区	〇〇小学校舎	00000000
〇〇学区	△△集会所	00000000
××地区	〇〇小学校舎	00000000
××地区	□□公民館	00000000

※地域メッシュコードのいずれかひとつで危険度レベルが表示された場合に、原則として当該学区に避難勧告等を発令する。

巻末資料

巻末資料1 用語集

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。
雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」，土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」，両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害，浸水害）」として発表。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

屋内での安全確保措置（おくないでのあんぜんかくほそち）

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台

が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。
ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

【さ行】

指定避難所（していひなんじょ）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。

指定緊急避難場所（していきんきゅうひなんばしょ）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。

小河川・下水道等による浸水（しょうかせんげすいどうとうによるしんすい）

平地を流れる小さい川、下水道や水路など、大雨により河川はん濫したとしても屋内の安全な場所
で待避すれば命を脅かされることはほとんど無い、水深の浅い浸水。

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により
国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都
道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めたはん濫危険水位（洪水特
別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積
が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる

水位周知下水道（すいいしゅうちげすいどう）

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水はん濫により相当な損害を生ずるおそれ
があるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水
道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水はん濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に
達したとき、水位を示して通知及び周知を行う

水位到達情報（すいとうたつじょうほう）

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道においてははん濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難勧告等の発令判断のための重要な情報となる。

垂直避難（すいちよくひなん）

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。本ガイドラインにおける「屋内での安全確保措置」の一つ。

水平避難（すいへいひなん）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。本ガイドラインにおける「立ち退き避難」と同意。

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすい）

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域

立ち退き避難（たちのきひなん）

自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意。

地下空間等関係者（ちかくうかんとうかんけいしゃ）

「小河川・下水道による浸水」により命が脅かされる危険性がある地下街関係者、地下鉄会社、下水道工事等関係者、道路のアンダーパスを有する道路管理者等

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

特別警戒水位（とくべつけいかいすい）

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。はん濫危険水位と同意。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

土砂災害危険箇所（どしゃさいがいきけんかしょ）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾地およびその近接地

②土石流危険区域

溪流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害防止法に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生危険度を5段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁HPや防災情報提供システムで提供されている。

土砂災害に関するメッシュ情報（どしゃさいがいにかんするめっしゅじょうほう）

気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

土砂災害危険度をより詳しく示した情報（どしゃさいがいきけんどをよりくわしくしめしたじょうほう）

都道府県が独自に提供する情報で、1～5km メッシュ、10 分～60 分毎、最大 2～3 時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

土壌雨量指数（どじょうりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5kmメッシュ、30分毎に計算している。

【な行】

内水はん濫（ないすいはんらん）

一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによるはん濫をいう。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。

【は行】

はん濫危険情報（はんらんきけんじょうほう）

住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して危険なレベルとなる時に発表される洪水予報。水位がはん濫危険水位に達した場合に発表される。洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸について、水位がはん濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川はん濫危険情報」、「××市××地区内水はん濫危険情報」または「××海岸高潮はん濫危険情報」が発表される。

はん濫危険水位（はんらんきけんすい）

洪水、内水はん濫または高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第13条）に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位（水防法第13条の2）に、水位周知海岸においては高潮特別警戒水位（水防法第13条の3）に相当する。

はん濫警戒情報（はんらんけいかいじょうほう）

住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して警戒を要するレベルとなるとときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又ははん濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川はん濫警戒情報」が発表される。洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

はん濫注意水位（はんらんちゅういすい）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

はん濫注意情報（はんらんちゅういすい）

住民の避難行動に関連し、河川のはん濫に対して注意を要するレベルとなるとときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位がはん濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川はん濫注意情報」が発表される。洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

はん濫発生情報（はんらんはっせいじょうほう）

住民の避難行動に関連し、河川のはん濫が発生しているレベルとなるとときに発表される洪水予報。はん濫している地域では新たな避難行動はとらない。洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

避難勧告（ひなんかんこく）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。本ガイドラインでは、近隣の安全な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動としている。

避難指示（ひなんしじ）

市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促す。また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に、近隣の堅牢な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」を促す。

避難準備情報（ひなんじゅんぴじょうほう）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促す情報。本ガイドラインでは、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す（避難準備情報の段階から指定緊急避難場所が開設され始める）。特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが望ましい。また、（災害時）要配慮者に、立ち退き避難を促す。

避難判断水位（ひなんはんだんすい）

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定する。

府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

■ 台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

【ら行】

流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域平均雨量（りゅういきへいきんうりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

流域雨量指数（りゅういきりょうしすう）

河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。5km 四方の領域ごとに算出される。

京都市 避難準備情報の発表

平成 年 月 日 時 分

京都市役所

発表者：京都市 市長

[避難準備情報発表の概要]

発令時間： _____ 時 _____ 分

危険地域：別添に記載する地区

避難準備をすべき理由：浸水災害の危険性が高まったため

避難をする場合の避難所：別添に記載する指定緊急避難場所

[避難準備情報発表文]

こちらは、京都市です。

ただ今、 _____ 時 _____ 分に、〇〇〇域に対して、

避難準備情報を出しました。

大雨により、市全域で水害の恐れがありますので、以下の行動を行ってください。

- ・ お近くに高齢者や体の不自由な方がいらっしゃる方は、避難支援の協力を御願い致します。
- ・ 高齢者や体の不自由な方は、直ちに避難できるよう、最低限の準備を始めてください。
- ・ その他の方も、最寄りの避難所に避難できるよう準備を始めてください。
- ・ 当地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意下さい。

京都市 避難勧告の発令

平成 年 月 日 時 分

京都市役所

発令者：京都市 市長

〔避難勧告発令の概要〕

発令時間： _____ 時 _____ 分

危険地域：別添に記載する地区

避難準備をすべき理由：〇〇川のはん濫災害の危険性がさらに高まったため

避難をする場合の避難所：別添に記載する指定緊急避難場所

〔避難勧告発令文〕

こちらは、京都市です。

ただ今、 _____ 時 _____ 分に、別添に記載する地区に対して、

避難勧告を出しました。

降り続く大雨により、河川の水位が上昇し、「〇〇川はん濫危険（発生）情報」が発表されました。

別添に記載する地区では、はん濫災害に備えて、以下の行動を行ってください。

- ・ 最寄りの避難所へ避難を開始して下さい。
- ・ お近くに高齢者や体の不自由な方がいらっしゃる方は、避難所までの避難支援の協力を御願い致します。
- ・ 高齢者や体の不自由な方は、避難を支援していただける方に協力いただき、直ちに避難をしてください。
- ・ 当地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意下さい。

京都市 避難指示の発令

平成 年 月 日 時 分

京都市役所

発令者：京都市 市長

〔避難指示発令の概要〕

発令時間：_____時_____分

危険地域：別添に記載する地区

避難準備をすべき理由：〇〇川のはん濫災害の危険性が極めて高くなったため

避難をする場合の避難所：別添に記載する指定緊急避難場所

〔避難指示発令文〕

こちらは、京都市です。

ただ今、_____時_____分に、別添に記載する地区に対して、

避難指示を出しました。

〇〇川のはん濫により、はん濫水が市域に迫っています。

別添に記載する地区では、はん濫災害に備えて、以下の行動を行ってください。

- ・ 避難所に避難中の方は、直ちに避難完了してください。
- ・ 間に合わない人は、すぐさま近くの堅ろうで、安全な建物の上層階へ避難してください。
- ・ 1人での避難が困難な方は、近所の人や周りの人と協力し、安全な建物、場所へ避難してください。
- ・ 当地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意下さい。

京都市 避難準備情報の発表

平成 年 月 日 時 分

京都市役所

発表者：京都市 市長

[避難準備情報発表の概要]

発令時間： _____ 時 _____ 分

危険地域：別添に記載する地区

避難準備をすべき理由：土砂災害の危険性が高まったため

避難をする場合の避難所：別添に記載する避難所

[避難準備情報発表文]

こちらは、京都市です。

ただ今、 _____ 時 _____ 分に、別添に記載する地区に対して、

避難準備情報を出しました。

大雨で、3 時間後には別添に記載する地区で土砂災害発生の恐れがあります

ので、以下の行動を行ってください。

- ・ お近くに高齢者や体の不自由な方がいらっしゃる方は、避難支援の協力を御願い致します。
- ・ 高齢者や体の不自由な方は、直ちに避難できるよう、最低限の準備を始めてください。
- ・ その他の方も、最寄りの避難所に避難できるよう準備を始めてください。
- ・ 当地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意下さい。

京都市 避難勧告の発令

平成 年 月 日 時 分

京都市役所

発令者：京都市 市長

〔避難勧告発令の概要〕

発令時間： _____ 時 _____ 分

危険地域：別添に記載する地区

避難準備をすべき理由：土砂災害の危険性がさらに高まったため

避難をする場合の避難所：別添に記載する避難所

〔避難勧告発令文〕

こちらは、京都市です。

ただ今、 _____ 時 _____ 分に、別添に記載する地区に対して、

避難勧告を出しました。

大雨で、2 時間以内に別添に記載する地区で土砂災害発生のおそれがあります

ので、以下の行動を行ってください。

- ・ 最寄りの避難所へ避難を開始して下さい。
- ・ お近くに高齢者や体の不自由な方がいらっしゃる方は、避難所までの避難支援の協力を御願い致します。
- ・ 高齢者や体の不自由な方は、避難を支援していただける方に協力いただき、直ちに避難をしてください。
- ・ 当地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意下さい。

京都市 避難指示の発令

平成 年 月 日 時 分

京都市役所

発令者：京都市 市長

〔避難指示発令の概要〕

発令時間：_____時_____分

危険地域：別添に記載する地区

避難準備をすべき理由：土砂災害の危険性が極めて高くなったため

避難をする場合の避難所：別添に記載する避難所

〔避難指示発令文〕

こちらは、京都市です。

ただ今、_____時_____分に、別添に記載する地区に対して、

避難指示を出しました。

大雨で、極めて土砂災害の危険性が高まっており、別添に記載する地区で土

砂災害発生が予想され大変危険な状況です。以下の行動を行ってください。

- ・ 避難所に避難中の方は直ちに避難完了してください。
- ・ 間に合わない人は、すぐさま近くの堅ろうで安全な建物へ避難してください。
- ・ 1人での避難が困難な方は、近所の人や周りの人と協力し、安全な建物、場所へ避難してください。
- ・ 当地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意下さい。

巻末資料 3 避難勧告伝達文難形(エリアメール)

巻末資料 3.1 河川等のはん濫災害の場合

①避難準備情報

タイトル：京都市 避難準備情報発令

こちらは京都市です。〇〇川の水位が上昇し、このまま雨が降り続けると堤防を越える可能性があるため〇〇時〇〇分、〇〇地域に避難準備情報を発令しました。ラジオなどの今後の情報に注意して下さい。避難に時間がかかる方は、避難を始めて下さい。移動可能な方は最寄の避難所にして下さい。避難所まで行けない方、十分な時間がない方は、自宅の2階など高い場所も有効な避難場所です。

②避難勧告

タイトル：京都市 避難勧告発令

こちらは京都市です。〇〇川の水位が上昇し、堤防を越える可能性があるため〇〇時〇〇分、〇〇地域に避難勧告を発令しました。ただちに避難して下さい。避難所まで行けない方、十分な時間がない方は、自宅の2階など高い場所に避難して下さい。避難の際には、用水路への転落などに十分注意して下さい。避難所は〇〇小学校です。

③避難指示

タイトル：京都市 避難指示発令

こちらは京都市です。〇〇川の堤防から水があふれ出したため〇〇時〇〇分、〇〇地域に避難指示を発令。ただちに最寄の指定緊急避難場所に避難して下さい。避難所まで行けない方、十分な時間がない方は、自宅の2階など高い場所に避難して下さい。避難の際には、用水路への転落などに十分注意して下さい。

巻末資料 3.2 土砂災害の場合

①避難準備情報

タイトル：京都市 土砂災害警戒情報の発表

こちらは京都市です。土砂災害警戒情報が京都市に発表されました。降り続く大雨により土砂災害の危険度が非常に高まっています。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、今後の気象情報等に十分に注意してください。

②避難勧告

タイトル：京都市 避難勧告発令

こちらは、京都市です。大雨のため〇〇時〇〇分、〇〇学区の土砂災害のおそれがある地区に避難勧告を発令。すみやかに安全な場所へ避難してください。状況によっては、崖とは反対側の自宅の2階や近隣の堅牢な建物への避難も有効です。避難所は〇〇小学校です。

③避難指示

タイトル：京都市 避難指示発令

こちらは、京都市です。土砂災害発生により、〇〇地区に避難指示を発令。すみやかに安全な場所へ避難してください。避難所は〇〇小学校ですが、状況によっては堅牢な建物への避難も有効です。